

○別府市議会政務活動費の交付に関する条例

平成20年3月27日条例第19号

改正

平成20年9月12日条例第28号

平成23年3月24日条例第16号

平成24年12月21日条例第42号

別府市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年別府市条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、別府市議会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、別府市議会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。）のうち、会派として政務活動費の交付を受ける会派（以下「交付会派」という。）並びに会派として政務活動費の交付を受けない会派又は次条第1項の規定により20,000円の額を選択した交付会派の所属議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下これらの議員を「交付対象議員」という。）に対して交付する。

（交付額等）

第3条 交付会派に対する政務活動費の月額、40,000円又は20,000円のうちから各交付会派が選択した額に、各月の1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員（基準日に辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。）の数を乗じて得た額とする。

2 基準日において交付会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の交付会派に対する政務活動費は、交付しない。

3 交付対象議員に対する政務活動費は、基準日に交付対象議員である議員に対して交付するものとし、その月額は、次のとおりとする。

(1) 第1項の規定により20,000円の額を選択した交付会派に所属する議員 20,000円

(2) その他の議員 40,000円

4 基準日において交付対象議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月分の交付対象議員に対する政務活動費は、交付しない。

(交付の方法等)

第4条 政務活動費は、別に定める交付申請書の提出に基づき年度額を算定した上で半期ごとに交付するものとし、各半期の最初の月の10日に当該半期に属する月分を交付する。ただし、その日が別府市の休日を定める条例(平成元年別府市条例第18号)に規定する市の休日に当たるときは、その翌日とする。

2 新たに交付会派又は交付対象議員になった場合で、前項に規定する日に政務活動費を交付できないときは、同項の規定にかかわらず、当該交付できない政務活動費を別に定める交付申請書の提出後、速やかに交付するものとする。

3 第1項の年度額の算定において、年度の途中で議員の任期が満了する場合は、当該任期満了までの間に含まれる基準日が属する月について算定する。

(交付の調整)

第5条 交付会派の所属議員数に異動が生じた場合で、既に交付した政務活動費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該会派は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 交付会派が解散した場合は、当該会派は、解散の日の属する翌月分(その日が基準日に当たる場合は当月分)以後の既に交付した政務活動費を返還しなければならない。

3 交付対象議員が、交付対象議員でなくなった場合は、当該議員は交付対象議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当る場合は当月分)以後の既に交付した政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者等)

第7条 交付会派は、当該会派の所属議員のうちから、政務活動費に関する経理責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を明確に行わなければならない。

(会派の届出)

第8条 議員が会派を結成したときは、その代表者は、会派の名称、所属議員の氏名及び経理責任者の氏名を議長に届け出なければならない。届け出た事項に異動が生じたときも、同様とする。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、その旨を議長に届け出なければならない。

(収支報告書の提出)

第9条 交付会派の代表者及び経理責任者並びに交付対象議員は、毎年度4月30日までに、別に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書には、当該報告書に記載された政務活動費に係る支出について、その内容を証すべき会計帳簿及び調査研究報告書の写し並びに領収書（以下「会計帳簿等」という。）を添付するものとする。ただし、領収書を徴することが困難と認められる場合等には、議長が別に定める書類をもって代えることができる。

3 政務活動費の交付を受けた交付会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者及び経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に第1項の収支報告書に会計帳簿等を添付して議長に提出しなければならない。交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合も同様とする。

(政務活動費の返還)

第10条 政務活動費の交付を受けた交付会派及び交付対象議員は、交付を受けた年度における政務活動費の総額から、当該交付会派又は交付対象議員がその年度において支出した総額を控除して残余があるときは、速やかに当該残余の額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第11条 議長は、第9条の規定により提出された収支報告書及び会計帳簿等を、同条に規定する提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別府市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月12日条例第28号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第42号)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

2 この条例による改正後の別府市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の別府市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

項目	内容
調査研究費	会派又は議員が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費及び他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員又は議員の参加に必要な経費
会議費	会派又は議員における各種会議に要する経費
資料作成費	会派又は議員が政策立案及び議案審査に必要な資料を作成するために要する経費
広報費	会派又は議員の議会活動、市政に関する施策等の広報活動に要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派又は議員が行う調査研究に係る事務の遂行に必要な経費
人件費	会派又は議員が行う調査研究を補助する者を雇用する経費
その他の経費	上記以外の経費で、会派又は議員が行う調査研究活動に必要な経費